

令和3年度 住宅金融支援機構

適合証明技術者登録及びオンライン講習会のご案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかどうかの判定業務を行うことができます。「適合証明技術者」の登録には、講習の受講が義務付けられていますので、この機会に是非ご登録ください。

主催者 共催 (一社) 新潟県建築士事務所協会・(一社) 日本建築士事務所協会連合会
協力 独立行政法人 住宅金融支援機構

○ 受付・受講期間

	受付期間	受講期間
第1期	令和3年8月2日(月)～9月13日(月)	令和3年9月30日(木)～10月12日(火)
第2期	令和3年9月14日(火)～10月29日(金)	令和3年12月2日(木)～12月14日(火)

○ 登録申請者 建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録をしている開設者

○ 適合証明技術者として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方、及び既存住宅状況調査技術者資格を有する方

※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。

※2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数3以上の共同建てる住宅(マンション)に係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2及び第3条の3に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。

※3 「住宅金融支援機構 フラット 35 (中古住宅) 等適合証明技術者支援情報 (URL: www.kyj.jp)」(以下「支援情報サイト」という。)で適合証明技術者の登録情報(事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX等)を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。

○ 申請受付窓口 一般社団法人 新潟県建築士事務所協会 (新潟市中央区白山浦1-614 白山ビル6F)

○ 受付方法 下記の必要書類を揃えて、協会へ郵送で提出してください。

○ 登録申請・オンライン講習受講に必要な書類

① 登録申請書

② 適合証明業務に関する確認書

③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し

④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し

⑤ 既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し

⑥ 登録予定建築士の写真1枚

※無帽、無背景、正面(胸部より上部分)を写したカラーの証明写真(縦3.0cm、横2.4cm)で、6か月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可)

⑦ 運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し

⑧ 受講申込書

※①、②、③ 及び 登録規程は協会HP<http://www.niaaf.or.jp> よりダウンロードしてください。

↳ 適合証明業務を実施するには、登録規程を遵守する必要があります。
登録規程の内容をよくご確認ください。

○ 受講料 9,350 円(税込)

○ テキスト代 4,950 円(税込)「適合証明技術者実務手引令和 2 年度改訂版」
※既にお持ちの方は不要

○ 登録料 既存住宅状況調査技術者の有効期限により登録期間・登録料が異なります。

・登録期間 1 年間 登録料 6,160 円 (税込) (有効期限が 2023 年 3 月 31 日の方)

・登録期間 2 年間 登録料 12,320 円 (税込) (有効期限が 2024 年 3 月 31 日の方)

・登録期間 3 年間 登録料 18,480 円 (税込) (有効期限が 2025 年 3 月 31 日の方)

○登録に関する費用のお支払い (受講料・テキスト代・登録料)

第四北越銀行 白山支店 普通預金No.1554733
口座名義：一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

○登録証明書の交付

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から、令和 4 年 3 月以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

○その他

- ・適合証明業務開始日、適合証明業務システム利用開始日は、令和 4 年 4 月 1 日です。
- ・登録証明書交付前に登録情報が変更になった場合は、登録窓口でお手続きください。
- ・令和 4 年 4 月 1 日以降に登録情報が変更になった場合は、速やかに登録窓口に変更届を提出してください。なお、変更届提出後、新たな登録証明書を発行するまで最長 1 か月程度かかる場合があります。
- ・建築士法第 23 条の 3 による更新の登録を受けた場合も、変更届を提出してください。

適合証明技術者登録及び講習会について 詳しくは、
フラット 35(中古住宅)等適合証明技術者支援情報HP <https://www.kyj.jp> をご覧ください。

(一社) 新潟県建築士事務所協会

〒951-8131新潟市中央区白山浦1-614白山ビル6F ☎025-265-4748 / FAX025-231-6553